

検証するために、従来の見解が暦法の相違を官方・民間という用いる主体の相違や時代差から解釈していることに對し、辺文の分析を通じて楚帛書の宜忌が民間のみならず国君にまで及ぶ官方をも対象としていることを明らかにし、また五行説を一つの指標として楚帛書群と九店楚簡「日書」・包山楚簡「卜筮祭禱記録」とを比較し、五行説の痕跡が不完全な形で認められる楚帛書群の戦国中期晩段という考古学的年代が、その範圍を戦国晩期早段とされる九店楚簡「日書」寄り、紀元前一七八年の拔郢前後に想定し得る可能性を指摘した。以上のような過程で、子彈庫楚帛書群が包山楚簡や九店楚簡などと同様に楚曆に基づく術数関係のテキストで、民間あるいは官方といった社会における特定の階層を対象とするような性格の史料ではないことを論証した。これにより、楚系文字資料の中でその独自性から他とは一線を画して扱われてきた子彈庫楚帛書群が他の楚簡などと同じ土壌・背景を共有していることが明らかにされ、工藤元男氏が想定されるような葬送儀礼における「卜筮祭禱記録」から「日書」へと一連の流れの中で位置付けることが可能になった。

宋代三級行政体制の形成 —元豊帳法の分析から—

小林 隆 道

宋王朝は唐末以来の分裂割拠の状況を收拾し中央集権体制を整え

た。その際に重要な役割を果たしたのが転運使である。その転運使の管轄範圍は路と呼ばれ、至道三年（九九七）に一五路が制定されると幾州かをまとめる制度化された広域区画となった。後に転運使の他に提点刑獄司、提举常平司が増設されこれら監司が並立するが、この路は宋一代を通じて監察区画として位置づけられている。しかし、路は時代が下るに従い実際には行政的役割を担うようになり、後世の広域行政区画である省への過渡期としてとらえられている。路制の変遷は中国史上における広域行政区画の出現を考える際に極めて重要な考察対象である。本発表では、「県↓州↓路↓中央」という会計報告経路がどのように形成されたかを跡付けることを通じて、「路州県」という三級制の地方統治機関で行政を行う体制が形成される状況を考察していく。

従来、会計報告は路の機関を介さず州から中央に直接なされるものであった。しかし、元豊三年（一〇八〇）に路を介する会計報告制度に改められた。本発表ではこれを「元豊帳法」と呼ぶ。蘇轍の上奏「論戸部乞収諸路帳状」を見ると、熙寧年間に文書点検の専門機関を設立するなど、それまで中央における文書処理改革が行われていたが文書量の多さが原因でどれも失敗に終り、この元豊帳法成立に到ったのであった。

元豊三年以前の状況を見ることで、その状況を変えた元豊帳法の意義を考えていく。天禧二年（一〇一八）には、州から中央と路に報告する文書が重複しており、州の負担となっている問題が起きて

いる。また熙寧七年（一〇七四）には、今度は中央の財政機関・三司で州と路から報告される情報が重複して問題となっている。ここに「州↓中央」と「州↓路↓中央」の二つの経路が併存していたことが確認できる。そして、その両方の場合とも重複を削除するという場当たりの対応でおわる。この多量な文書量を背景とした情報重複の問題に対して最も有効な解決策は「州↓路↓中央」の経路への一本化であるが、当時の官僚たちは採用しない。

その理由は、分裂時代の克服という切実な現実問題に直面した宋朝の統治理念が「州の直接統治」であったことにある。そして、それは伝統的な統治「郡県制」を背景としたものであった。故に会計報告経路は「州↓中央」が主であり、「州↓路↓中央」は前者を補強・補完するものであり、路はあくまで監察区画・監督区画であった。この枠組みが問題解決に当たった当時の官僚たちの行動原理となっていたと考えられる。故に、元豊帳法により路を介する報告経路に一本化されたことは、宋王朝の統治が路を行政系統に組み込む新たな段階に入り、また郡県制という伝統的枠組みを越え中国史上に広域行政区画を出現させる契機となったと言える。

では、そのような元豊帳法がなぜ元豊年間に成立し得たのか。実はこの元豊帳法は新法党から旧法党へ政権が移った元祐年間に司馬光の意見を汲んだ戸部の提案により一旦廃止されている。蘇轍の上奏はそれに反対するものであるが、その議論は、元豊の官制改革によって中央の財政機関である戸部の権限が他の部署に分散してしまっ

たことに端を発している。つまり、官制改革により中央の文書処理機能が地方の路に分散移管された、と解釈できる。このことは更に元豊帳法と官制改革の施行時期の一致、官制改革後の中央における文書処理機関の縮小から補強され得る。従来、官制改革は中央の官庁再編のみが取り上げられてきたが、中央における水平方向のみならず、中央と地方という垂直方向にも機能分散があったことが確認できる。宰相すら介入できない独立性を保持した中央財政機関・三司を解体し、中書への権力一元化を進める目的を官制改革は持っていたが、そのような大きな政治戦略の出現が、中央における多量な文書量が引き起こす弊害とともに元豊帳法成立の直接的な原因となったのであった。

一旦廃止された元豊帳法が元祐六年（一〇九一）に復活されると、以後はそれを下敷きとした財政状況把握（「都簿」「都籍」の路ごとの設置）が進められ、南宋に引き継がれる。会計報告という極めて狭い範囲に限定した考察であったが、紆余曲折を経ながらも行政の根幹である文書処理において三級制を確立したことは、地方における三級制の行政体制を導いたと言えるだろう。そして、それは統治理念と会計報告経路とが「州の直接統治」の論理で一致していたのを破綻させることでもあり、路が監察区画として位置づけられていた基盤を揺るがすことになる。故に、路や監司は南宋の官僚にとつて「中途半端な制度」であった。しかし、その「中途半端な」姿こそが、中国の伝統的な統治の形である郡県制の枠組みを越え、後世

に現れる広域行政区画へと一歩踏み出した姿であったと考えられる。

モンゴル人民政府の政治闘争とボドーの粛清

青木雅浩

外モンゴル自治復興を目指したモンゴル人民党は、ソヴェエト・ロシアとコミンテルンの援助を得て、一九二一年七月にモンゴル人民政府を結成した。ボドーの粛清事件とは、この政府の首相・外務相であったボドーが一九二二年一月にこれらの職を辞任、同年八月末に処刑された事件である。ボドーは政府結成以前からモンゴル人民党の活動に関与し、党・政府の指導者の一人であった。ボドーの事件は重要な政府指導者の粛清事件であり、以後繰り返されるモンゴルの粛清事件の嚆矢でもあった。この事件の研究は、当時のモンゴルの政治状況や、モンゴルとコミンテルンの関係の解明につながり、モンゴル現代政治史において重要な意義を持つ。

先行研究においてはこの事件は、モンゴル人民政府財務大臣ダンザンとボドーの対立という「政府指導者の闘争」という視点から論じられるのが一般的である。一方、当時モンゴル人民政府の活動に関与していたコミンテルンやブリヤート・モンゴル人とこの事件の関係については十分に論じられてこなかった。だが、モンゴル人民党・人民政府とコミンテルンの関係からこの事件を考察することに より、先行研究が触れなかったこの事件の重要な政治的意義が明ら

かになるのである。

一九二〇—一九二一年においてモンゴルに直接関与したコミンテルンの機関は、コミンテルン極東書記局及びその前身のロシア共産党中央委員会シベリア局東方諸民族部であった。これらの機関の対モンゴル活動の目的は、モンゴルにおける民族運動を社会運動に転換し、階層分化（コミンテルンの方針に合う者のみを組織し援助を与え、それ以外の者を排除すること）を行い、それによってコミンテルンの影響をモンゴルへ拡大することであった。モンゴル人民党にはダンザン、ボドーという二人の指導者がいたが、コミンテルンにはこれらの方針に基づき、コミンテルンの方針に合う者としてモンゴル人民党内においてはボドーを選出したのである。コミンテルンは上述のコミンテルン機関の活動にボドーを関与させ、コミンテルン機関においてモンゴルを代表する立場にボドーを置いたのである。ボドーは、モンゴル人民党の他のメンバーよりも、コミンテルンとより強くつながっていたと考えられる。モンゴル人民政府結成後も、コミンテルンはボドーを人材候補と位置づけた。ボドーは、コミンテルンの階層分化によって選出された「コミンテルンにおけるモンゴル代表」であったのである。

だが、コミンテルンの高い評価にも関わらず、ボドーはやがてコミンテルンに対して不満を持つようになったようである。モンゴル人民政府の前身として、一九二一年三月にモンゴル人民臨時政府が成立した。当時、コミンテルンの役人がこの臨時政府の公務に対し